

後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用・標準負担額減額認定証や被保険者証を提示していただくことで、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
住民税非課税世帯等の方	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください
住民税非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

住民税非課税世帯等の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける必要がありますので、後期高齢者医療担当窓口申請してください。

※ 既に有効期限が平成24年7月31日の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、あらためて申請していただく必要はありません。

<お問い合わせ先>

税務住民課 国保グループ 後期高齢者医療係 ☎27-2111 (内線152)
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

国保の「高齢受給者証」更新について

～25年3月まで自己負担1割据え置き～

70～74歳の医療費について、軽減特例が1年延長となり、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、病院等窓口での自己負担割合が、1割に据え置かれます。

対象の方には、4月以降使用する「高齢受給者証」が郵送されます(有効期限は次の更新時期となる4ヶ月後の平成24年7月31日までとなっています)。

◆**対象** 国保の70～74歳の方で、1割負担の方

※3割負担の方(現役並み所得者)は、更新の対象となりません

◆**更新内容** 「負担割合」の内容を下記のとおり変更します(※平成24年8月1日に更新の予定です)

○現在の高齢受給者証・・・2割(平成24年3月31日まで1割)

↓

○新しい高齢受給者証・・・2割(平成24年7月31日まで1割)

◆**注意事項** 古い高齢受給者証は、各自で破棄してください。

◆ 転出する学生には「マル学」の保険証 ◆

大学・高校等に就学するため、他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できる特例がありますが、そのためには“マル学”の申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをお持ちの上、村国保窓口で申請してください。

<お問い合わせ先>

税務住民課 国保グループ 国保係 ☎27-2111(内線153)